

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在のC会社D営業所に雇用され、E県F町所在のマンションの管理人として住み込みで勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後0時30分頃、マンションの風呂場を清掃作業中、脱衣場の天井に取り付けられた蛍光灯を交換しようとして脚立に乗り蛍光灯カバーを回した際、腰を捻り負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G整形外科医院に受診したところ、「腰部捻挫」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日からH病院に転医して「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、治ゆ後の症状について、①常時腰痛がある、②長く椅子に座っていると右足の膝から下がしびれる、③夜横に寝た際、急に右足の膝から下がつる、④日常生活では、椅子やトイレで立ったり座ったりすることが不便であるなどとして、障害等級第5級「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」に該当すると主張している。

(2) 医証をみると、要旨、次のとおりである。

ア 主治医のI医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、傷病名を腰椎椎間板ヘルニアとし、障害の状態について、体動にて増悪する腰痛、下肢痛、下肢筋力低下が続き、日常生活及び労働に際し、著しく困難・制限があるとしている。

イ J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、障害状態について、腰椎の運動制限は著明、圧痛は認めず、SLR(－)、知覚障害(－)、単純X線で腰椎に異常所見認めず、MRIにてL2/3、L4/5に椎間板ヘルニアと思われる画像を認めるとし、総合意見として、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものとする旨の所見を述べている。

ウ K医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、平成〇年〇月のMRI画像で第2/3腰椎間に経年性椎間板変性を伴った「中等度の椎間板ヘルニア」、また、第4/5腰椎間に経年性椎間板変性を伴った「軽度の椎間板ヘルニア」があるが、外傷との因果関係はないものと思われるとし、残存障害の程度について、「腰椎捻挫」の症状は日時を経て消失又は軽度の疼痛を残すとされており、今回の「腰椎捻挫」においては、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」と考えられ、参考となる事項について、腰椎ROMについての診察時、屈曲位は可動制限高度であったが、他の診察時に診察ベッドに移動する時は屈曲の可動制限は無かった、腰椎の骨の変形はMRIでみる限りではほとんどない旨の所見を述べている。

- (3) 当審査会としては、J医師及びK医師が画像所見としてL2/3、L4/5に椎間板ヘルニアを認めるとしていることから、L2/3、L4/5に椎間板ヘルニアが認められるものと判断するが、当該疾病はK医師が指摘するように主に経年性椎間板変性に起因するものであって、脚立に乗り蛍光灯カバーを回した際に腰を捻ったとの本件災害の発生状況に鑑みると、本件災害により腰椎椎間板ヘルニアが発症もしくは増悪したと認めることはできず、当該疾病の発症と本件災害との間に相当因果関係はないものと判断する。
- (4) 請求人は、腰椎部の運動障害を訴えているが、上記のJ医師の「腰椎の運動制限は著明」との意見、K医師の「腰椎屈曲位は可動制限高度」との意見に鑑み、請求人にとっては腰部の運動制限は認められるものの、腰椎に器質的異常は認められていないことから、当審査会としても、運動障害として障害等級に該当するものとは認められないと判断する。
- (5) 請求人に残存する疼痛の神経症状については、当審査会としても、G整形外科医院で「腰部捻挫」と診断されていることに鑑みると、腰部に疼痛が生じたことは認められるものの、器質的な疼痛の原因が明らかではないことから、J医師及びK医師の「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(第14級)との意見は妥当であると判断するものである。
- (6) 以上のことから、当審査会としても、上記検討したとおり、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。